

2016年06月09日

5 月度インドネシア大阪サポートデスク報告書

インドネシア金型工業会

【インドネシア国の状況】

1) 中銀、本年の経済成長予測 5.0-5.4%に下方修正

中央銀行は19日、2016年のインドネシアの経済成長見通しを、これまでの5.2-5.6%から0.2%引下げ、5.0-5.4%に下方修正した。これは、世界経済が依然減速していることから、インドネシアをけじめ新興国への影響は避けられないとの認識が一つの要因となっている。

アグス・マルトフルドヨ(Agus Martowardojo)中銀総裁は、本年第1四半期のインドネシアの経済成長が事前の予想より低かったのは、政府支出が伸びなかったこと、それにより民間投資の伸びに限界があったため、加えて個人消費がそれほど強くなかったため、「国内消費が比較的強いと予想していたが、結局、それほど伸びなかった。さらに世界経済がまだ低迷していることから、今年のインドネシアの経済成長見通しを下方修正せざるを得ない」と19日、記者会見で説明した。

また、国会で議論されている政府の税恩赦法案及び補正予算案の問題に言及し、一般的には、税恩赦と補正予算は経済成長に大きく影響するとして、税恩赦による国家歳入増は、それを生産的な分野に活用すれば、経済成長を押し上げる要因となる。一方、補正予算において、政府の資本支出を削減すれば経済成長を引き下げる懸念があるが、「ただ、政府はまだ当初の5.3%成長予測を維持している。ことから予算の修正はあまり大きくは影響しないであろう」とコメントしている。

国際金融機関によるインドネシア経済成長予測の下方修正は下記の通りで、その主な理由としていずれも世界経済の減速と税収減をあげている

世界銀行 : 昨年12月時点の予測5.3%を本年3月に5.1%に

ADB : 昨年12月時点の予測5.3%を本年4月に5.2%に

IMF : 本年1月時点の予測5.1%を本年4月に4.9%に

2) 地方政府予算の執行加速すれば5.3%成長可能と

インドネシア中央銀行は、政府の予算執行の加速を推進することにより、2016年通年の経済成長を5.3%にまで引き上げることがまだ可能であるとの認識を示した。これは、ミルザ・アディティアスワラ(Mirza Adityaswara)中銀上級副総裁が14日、「BINDESIA」プログラムの発表の際に語ったもので、「本年第1四半期の経済成長が4.92%に減速したが、これは地方政府の予算執行がまだ低い水準であったため、これを加速すれば、第3-第4四半期はより高い成長は可能となり、本年通年の経済成長5.2-5.3%は達成できるだろう、もっとも5.6%まではまだまだだが」と述べた。

ミルザ上級副総裁によれば、本年第1四半期の成長が減速したのはインドネシアだけでなく、近隣諸国も同様で、シンガポールはほぼ1%、タイは2%未満、そして中国は6.5%程度の成長であった。インドネシアは、各省庁、地方政府が予算の執行を加速、推進すれば、第2四半期以降は第1四半期よりも高い成長が期待できるという。

中国経済の成長減速により、石炭や農産物などの商品市況の大幅下落の流れとなり、これが市況商品を輸出しているスマトラやカリマンタンの経済に影響を及ぼしている。なお、スマトラとカリマンタンのインドネシア経済に占める割合はそれぞれ20%と9%である。

中国経済の影響のほかに、インドネシア経済の減速は、米国連鎖の利上げの影響も受けている。しかしながら、ミルザ氏としては、5.3%の成長目標の達成が可能と楽観しているという。というのは、中国経済が回復の兆候を示してきており、パーム油やゴム、ニッケル、錫などのいくつかの商品の市況がまだ大幅ではないものの上向いていることや、米国の利上げ先送りによりルピア通貨が安定し、インドネシア経済の60%を占めているジャワ島の、多くの製造業が必要な原材料の輸入と生産が活発になってきているからだ指摘している。

3) 中国への輸入依存率高いことに警戒感

中国への輸入依存率が25%を超えていることに対して、インドネシア経済にとって危険であるとの認識が示されている。これは、中央統計局(BPS)のサスミト訓長官が指摘したもので、同訓長官によれば、本年1-4月のノンミガス(Nonmigasu、非石油ガス)部門の中国からの輸入額が96億5千万米ドルで、ノンミガス全体の輸入額374億6千万米ドルの25.76%達しており、インドネシアの輸入相手国としてトップの位置を占めているという。

さらには、中国からの輸入額は、東南アジア主要7カ国の輸入総額84億3千万米ドル(輸入全体の22.49%)よりも多い。日本からの輸入額は41億米ドルで全体の10.94%で、中国に次いで2番目の輸入相手国となっている。

同氏は、中国からの輸入が多いことの一つの理由は地理的に近いことで、そのために他国に転換することも簡単ではないという。そして、中国からの輸入額が大きい一方で、中国への輸出は少なくバランスがとれていないと指摘、本年の1-4月の中国向け輸出額はわずか38億9千万米ドルで、その結果インドネシアの対中国の貿易収支は1-4月で57億6千万米ドルの大幅な赤字となっている。

インデフ (TNDEF: Institute for Development of Economics and Finance、経済・金融開発研究所) のエコノミスト、ズルフィアン・シャフリアン氏は、中国に輸入の多くをあまりに依存することはインドネシア経済にとって危険である。中国からの供給が突然途ざえた場合、国内市場はモノ不足で混乱し、物価が急騰すると指摘している。政治的にも、中国への輸入依存が大きすぎることは、インドネシアの自主性を損なうことになる懸念している。

かつて、欧州の国々が旧ソ連へのエネルギーの依存、特にガスの依存が大きすぎて、ロシアの強力な圧力を受けたことがあった。同氏は、簡単なことではないが、政府としては輸入相手国の転換を測るべきであり、地理的に近いインドやベトナム、バングラデッシュやパキスタンなどからの輸入を拡大すべきであると、述べている。

4) 大統領韓国訪問、180億ドルの共同事業に調印

ジョコ・ウィドド (Joko Widodo) 大統領の韓国公式訪問に同行したカディン (Kadin、インドネシア商工会議所) のデリゲーションは、16日開催された韓国企業とのビジネス・フォーラムにおいて、ジョコウィ大統領とロサン・ルスラニ (Rosan Roeslani) 会頭の立ち合いのもと、韓国企業との間でいくつかの共同事業の覚書に調印した。カディンのロサン会頭によれば、韓国は、経済、貿易、そして投資分野におけるインドネシアの戦略的パートナーであるとして、調印したのは、海洋タクリエティブ産業分野、反汚職問題、泥炭地の森林復活、防衛技術、経済特区、クリーンエネルギーのためのエネルギー及び鉱物資源開発調査など7つの共同事業に関する覚書で、総額180億米ドルにのぼるといふ。

BKPMのデータによれば、本年第1四半期の韓国からの投資実現額は1億8,800万米ドルで外国投資ランキングは6位、案件数は435件で、投資による雇用別出は28,349人。

また、2015年の投資実現額は12億米ドルで、前年比7.6%の増加。さらに2010-2015年通算の投資実現額は80億米ドルにのぼる。ただ、この45%が鉄鋼・金属で占めているという。

5) 投資ネガティブリスト改定、やっと大統領令公布

投資ネガティブリスト (DNI: Daftar Negatif Investasi) に関する大統領令第44号/2016が24日、やっと正式発表された。大統領令は、去る5月12日にジョコ・ウィドド (Joko Widodo) 大統領が署名し、18日法務人権省により公布、施行された。大統領令第44号/2016の施行により、これまで適用されていたDNIに関する大統領令第39号/2014は無効とされた。

新たな大臣令は、本年2月11日に政府が発表した経済政策パッケージ第10弾の中に盛り込まれた投資規制緩和がベースになっている。フランキー・シバラニ (Franky Sibarani) BKPM長官は、投資ネガティブリストの改定の意図するところは、国内投資並びに外国投資の拡大による国家開発の促進、中小・零細企業及び共同組合の保護、そしてアセアン自由市場に備えた競争力の強化であり、かつ事業投資家に法の確実性を与えるものであると述べ、これまでインドネシアへの投資意向を表明していた事業投資家が直ちに投資を実行することを期待している、として「冷凍倉庫や映画分野、製薬産業など、事業投資家がこれまで待っていた事業分野への投資が、今回のDNIの改定により直ちに実行されることを期待される」と24日語った。

大統領令で発表された投資ネガティブリスト (DNI) は、投資に閉鎖されている事業分野と、条件付きで開放されている事業分野の二つに大別され、さらに条件付きで開放される事業分野については、中小零細企業・協同組合のために留保されている分野、それらとのパートナーシップを組むことが条件とされている分野と、特定の条件付きで開放されている事業分野の二つに細分されている。

大統領令には、改定されたDNIが下記3つのカテゴリーに分類されて示付されている。

- (1) 投資に閉鎖されている事業分野
- (2) 中小零細企業・協同組合のために留保されている事業分野、及び中小零細企業・協同組合とパートナーシップを組むことが条件づけられている事業分野
- (3) 特定の条件付きで解放されている事業分野

6) 新ネガティブリストによる主要分野の外資規制詳細

本年2月に経済政策第10弾の中で外資規制の緩和方針が打ち出されたが、それに基づき投資ネガティブリスト (DNI) が改正され、詳細が明らかになった。

今回の改定で、外資にまだ閉鎖、つまり100%国内投資が条件となっている事業分野は、小売業を中心に71事業のみとなった。

新ネガティブリストによる主な事業分野の外資出資比率は下記のとおり;

外資 100%が可 T 飽となっている、あるいは可能となった事業分野は、規制がないということから、DNI リストには記載されていない。

(1) 農業分野

-255ha 以上の面積の基礎食用作物(稲、とうもろこし、大豆、ピーナツ、えんどう、豆、キャッサバ、さつまいも等)育苗/栽培事業・・・49%max (25ha 未満は外資不可)

-255ha 以上の面積の農園(さとうきび、たばこ、パーム椰子、胡椒、コーヒー、茶、丁子、ジャトロファ、綿花その他)の育苗/栽培事業及びその加工業・・・95%max (25ha 未満は外資不可)

-園芸作物(野菜、果物、花その他)の育苗/栽培事業・・・30% max

(2) エネルギー・鉱物資源分野

-石油ガスのプラットフォーム建設・・・75%max

-石油ガスの球形タンク建設・・・49%max

-海上パイプライン据付・・・49%max (陸上は外資不可)

-海上での石油ガス掘削・・・75%max (陸上は外資不可)

-10 Mw 以下の小規模発電事業・・・49% (ただし 1Mw 未満は外資不可)

-10 Mw 超の発電事業・・・95%max (ただし官民連携スキームは 100%可能)

-10 Mw 以下の地熱発電事業・・・67%max

-送・配電線事業・・・95%max (ただし官民連携スキームは 100%可能)

(3) 工業分野

-自動車の整備事業(メンテナンス、修理)・・・49%max

(製造業の大半はすでに 100%OK になっているために、工業分野の外資規制は少ない)

(4) 公共事業分野

-500 億ルピア以上の建設事業や高い技術が必要な建設事業・・・67%max

-100 億以上の建設コンサルタント事業・・・67%max

-上水道事業・・・95%max

(高速道路事業が前回の DNI では外資 95%までと規制されていたが今回の DNI ではこの規制が外れたことから、親制なし、つまり外資 100%OKになった。)

また危険物以外の廃棄物処理事業も前回 95%規制であったが、今回 100%外資可能となった。

(5) 商業分野

-床面積 400-2,000m² のデパートメントストア・・・67%max (外資 100%からの緩和、ただし、モールに入居すること、及び輸出を行っているアウトレットも入れることが条件となっている。なおスーパーマーケットは床面積 1,200m² 以上の大型スパーは外資 100%可能となっている。)

-ディストリビューター・・・67%(33%から緩和)

-倉庫業・・・67% (33%から緩和、なお冷凍庫業は 67%あったが今回規制がなくなり 100%外資可能になった。)

(6) 観光・クリエイティブ産業分野

-ミュージアム・ギャラリー運営・・・67%max (ミュージアムは 51%から緩和)

-歴史遺産の管理・・・67%max (51%から緩和)

-旅行代理店・・・67%max (51%から緩和)

-ケータリングサービス・・・67%max (51%から緩和)

-スポーツ・娯楽施設(ボウリング、ビリヤード、ゴルフ、カラオケなど)・・・67% Max (51%から緩和、スーパーは 51%のまま改善されず)

-興行・ミス(MKE)事業・・・67%max (51%から緩和)

これまで内資 100%で、外資には一切開放されていなかった映画製作上映事業が 100%外資に開放されたまた、レストラン、カフェ、バーも 51%あったが、外資 100%OK となった。

(7) 運輸分野

陸上貨物輸送、国内・海外海運事業、航空貨物輸送・・・49%max

-路線バス・観光バス・タクシー事業・・・49%max (外資不可からのからの緩和)

-港湾運営事業・・・49%max

-ターミナルサポート事業、空港関連サービス・・・67%max (49%から緩和)

-乙仲事業・・・67% Max

(8) 情報通信分野

-通信事業(固定、移動)・・・67%max (65%から緩和)

-通信サービス事業(コンテンツサービス、コールセンター、インターネットプロバイダー、データ通信サービスなど)・・・67%max (49%からの緩和)

-郵便事業・・・49%max

-電子商取引(投資額 1,000 億ルピア未満)・・・49%max (ただし、1,000 億ルピア以上の場合のは殺し俘の場合今は外資 100%可能と思われる。出資額を制限して 49%未満まで OK ということは、出資額大きいのは 100%開放と思われる)

(9) 金融分野

-リース事業・・・85%max

-その他ファイナンス事業(消費者金融、クレジットカードなど)・・・85%max

-損害保険、生命保険、再保険事業、保険代理店・・・80%max

-保証会社・・・30% max

(10) 労働分野

-人材紹介・人材派遣事業・・・49%max(なお海外への労働者派遣事業は国内資本 100%で外資は不可)

-職業訓練・研修事業・・・67%max(49%から緩和)

11. 保健・医療分野

-製薬業・・・85%max(製薬原料については外資 100%可能となった。)

-病院、クリニック(歯医者など専門医がいるクリニック)・・・67%max

-医療員・衛生機器(ベッドや車いす、大人用紙おむつ、包帯など)・・・33%max

7) 経済政策パッケージ実行監視のタスクフォース設置

ジョコ・ウィドド(Joko Widodo)大統領は、経済政策パッケージの実行状況をモニタリングするための監視チーム(satgas)を設置するよう経済調整大臣に指示した。大統領は、これにより、これまで発表したすべての政策パッケージの実行を確かなものにするために、絶えず監視するという。

大統領はまた、経済政策パッケージ第 1 弾から第 12 弾の中で発表した規制緩和・撤廃あるいは認可の簡素化・迅速化に関するあらたなレギュレーション 203 件のうちすでに 193 件を公布し、残っているのは 10 件のみで、すでに 95%公布されていることを明らかにした。

大統領は、「パッケージ第 1-第 12 弾がすべて完全実施できるよう監視するタスク・フォースの設置を経済担当調整大臣に指示した。これにより、実施状況の監視、地方政府の実施状況の監視を含め、全てが完全に、そして本当に実施されるまで監視する。というのは、全てのレギュレーションが公布されても、現場での実行が伴わなければ、問題は解決しないからだ。監視チームは大統領のもとに置く」と 24 日、大統領官邸での限定閣議で語った。

大統領としては、政府が実施する規制緩和が産業界の信頼を得て、市場関係者にも心理的にポジティブな影響を与えることを期待するとともに、目に見える形で事業の現場が本当に改善するようフォローアップし、その結果、投資が拡大し、中小零細企業が強化され、また輸出の増大につながることを期待しているという。

8) 財務省、税恩赦による税収入 180 兆ルピアと試算

租税恩赦法案が成立すれば、税収が 180 兆ルピア増大するものと試算されている。

バンバン・ブロジョネゴロ(Bambang Brodjonegoro)財務大臣によれば、この試算は、海外資産の所得申告に対する税率を 4%、国内資産の所得申告に対する税率を 2%とした場合の税収の見込み額で、「4%の税率適用の目標の海外からの申告所得額を 3,500-4,000 兆ルピアと設定、これにより約 160 兆ルピアの税収、また国内からの所得申告額の目標を 1,000 兆ルピアと設定し、2%の税率で 20 兆ルピアの税収、以上から合計 180 兆ルピアの税収の見込み」と 23 日、国会第 11 委員会でバンバン大臣は説明した。

ただ、大臣は、180 兆ルピアの税収見込みながら、目下策定している 2016 年度修正予算案での税収の中には、コンサーバティブな観点から、165 兆ルピアとして織り込んでいくという。

租税恩赦措置というのは、税収増大とともに、海外逃避資産の本国送還のための一つの手法でもある。政府としては、租税恩赦措置が実施されるかされないにかにかかわらず、納税義務者に対する税務調査により、徴税強化の取組みに引き続き努力している。

しかしながら、本年 1-4 月の税収累計は 283 兆ルピアで、本年度国家予算の税収目標額 360 兆ルピアの 20.8%と低水準、前年の 1-4 月の税収は 309 兆ルピアで年度目標の 23.8%であった。このままでは、年度末の税収額は 300 兆ルピア以上未達となることが懸念されるという。

一方、中央銀行は、租税恩赦法が施行されれば、インドネシアの経済成長を 0.3%押し上げる効果があるとの見解を示している。

アグス・マルトワルドヨ(Agus Martowardojo)中銀総裁は 23 日、「税恩赦による税収増により、インフラ整備資金の不足を補い、国家経済の成長を促進する。中銀の試算では、経済成長を 0.3%押し上げ効果があり、それに加えて、市場に心理的にポジティブに働き、ルピアレートを米ドル当たり Rp150 ルピア高める。さらに、金融界の流動性が増え、銀行融資を 2%拡大させる効果がある」と国会第 11 委員会で述べた。

9) 自動車産業の課題、輸出の拡大と部品産業

インドネシア自動車工業会 (Gaikindo : Gabungan Industri Kendaraan Bermotor Indonesia) は、インドネシアの自動車産業を発展させることがインドネシアの国家の発展に寄与することとなる、との認識を示した。

ガイキンドのヨハネス・ナンゴイ (Yohannes Nangoi) 会長は、他国の自動車産業と比較していくつかの点で、インドネシアはまだ遅れている、とりわけ、自動車輸出について遅れをとっている、として「インドネシアの人口は2億5千万人と非常に多い、しかしインドネシアの自動車産業は、近隣諸国と比較して、インドネシアの方が進歩している部分もあるが、遅れているところもあり、その一つが輸出である。タイは人口わずか6-7千万人で、以前国内販売台数はタイの方が多かったが、今はインドネシアの方が多い。しかし、輸出については、すでに年間80万台で、インドネシアの20万台よりはるかに多い」と27日当紙に語った。

ナンゴイ会長は、インドネシアの自動車産業としては、輸出をもっと伸ばしたい、輸出により外貨を稼ぎ、そして経済の牽引役として国家に貢献できることになる。

「自動車産業の国家への貢献は、まず第1に税の納付で国家に貢献している。自動車産業界からの税金は年間100兆ルピアにも達している。第2には雇用で、直接雇用だけでおよそ140万人の雇用を生んでいる。この他に間接雇用として、例えば、スペアパーツの販売店や零細の修理工場での雇用、そしてオートローンなどの消費者金融会社など、自動車産業の裾野は非常に広い。ただ、輸出についてはまだまだである」という。

一方、自動車産業が抱える課題の一つは、自動車部品産業が十分ではないことで、タイには自動車部品産業は2,000社以上の企業があるが、インドネシアでは1,000社以下である。おかしなことに、インドネシアが自動車を作るが、その部品はタイから輸入しているという。

10) パナソニック・ヘルスケア、生産能力を倍増

パナソニック・ヘルスケア・インドネシア (PHCI) は、血糖測定器の生産を倍増するため、チカラン (MM2100) にある工場に2,969万米ドルを追加投資する。

追加投資資金の95%は日本の本社パナソニックヘルスケア株式会社から、残りがゴベル・インターナショナル (PT. Gobel International) から拠出される。

日本本社の小谷秀仁 CEO 兼社長は19日、パートナーのパナソニックゴベル・グループのラフマツ・ゴベル (Rachmat Gobd) 氏とともに、サレー・フシン (Saleh Husin) 工業大臣を表敬訪問し、PHCI事業の進展について報告した。

PHCIの最大の事業は血糖測定器の製造・販売で、事業全体の31.8%を占めている。これを今後さらに60%以上に引き上げるといふ。そのため、同社としては、より高度な技術と設備増強により生産能力を倍増する。同社の売上は昨年5,177万米ドルで、その内輸出が88.4%、国内が11.6%、今年の目標は6,800万米ドル、そして、2020年には輸出比率を91.8%まで引き上げるといふ。